

上田市地域防災計画 震災対策編

新旧対照表

令和5年3月

頁	新	旧	修正理由・備考																
7	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 284 1043 416"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東地方測量部</td> <td>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること。	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1077 284 1917 416"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東地方測量部</td> <td>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (機関の事務追加、事業者の追加、文言の修正)</p>				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること。																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること																		
8	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 459 1043 639"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	(略)	(略)	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1077 459 1917 639"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I(株)、ソフトバンクモバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I(株)、ソフトバンクモバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	(略)	(略)	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること																		
(略)	(略)																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I(株)、ソフトバンクモバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること																		
(略)	(略)																		
9	<p>7 地方指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 683 1043 842"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること	(略)	(略)	<p>7 地方指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1077 683 1917 842"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放送会社</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること	(略)	(略)	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること																		
(略)	(略)																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること																		
(略)	(略)																		

頁	新	旧	修正理由・備考
<p>18</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>ア <u>避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>イ 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p> <p>ウ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。</p> <p>エ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>20</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>カ <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、<u>災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>キ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>ケ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い都市構造の形成</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p> <p>イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。</p> <p>ウ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>カ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>キ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>ク 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い都市構造の形成</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p> <p>イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。</p> <p>ウ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>カ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>キ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>ク 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
<p>22</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(4) <u>衛星携帯電話、防災行政無線（移動無線）、公共安全L T E（P S - L E T）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(4) <u>衛星携帯電話、防災行政無線（移動無線）、公共安全L T E（P S - L E T）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(4) <u>衛星携帯電話、防災行政無線（移動無線）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
4 1	<p>第10節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 県及び市は、<u>予め住民に対し、ホームページ、広報紙等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u></p> <p>(3) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、<u>避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合は、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 6</p> <p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(17) 「<u>長野県避難所運営マニュアル策定指針</u>」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 7</p> <p>(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO、ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>第10節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 地域振興局及び市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 6</p> <p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(17) 「<u>長野県避難所運営マニュアル策定指針</u>」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 7</p> <p>(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家等</u>との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせた修正（文言の追加・修正）</p>
7 5	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(2) <u>消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 児童生徒等の発達段階に応じて、<u>防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</u></p> <p>ア 防災知識一般</p> <p>イ 避難の際の留意事項</p> <p>ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>エ 具体的な危険箇所</p> <p>オ 要配慮者に対する配慮</p> <p>(4) <u>教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 6</p> <p>5 大災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。</p> <p><u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</u></p>	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 児童生徒等の発達段階に応じて、<u>防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</u></p> <p>ア 防災知識一般</p> <p>イ 避難の際の留意事項</p> <p>ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>エ 具体的な危険箇所</p> <p>オ 要配慮者に対する配慮</p> <p>(3) <u>教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 大災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。</p> <p><u>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせた修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
85	第1節 災害情報の収集・連絡活動	第1節 災害情報の収集・連絡活動	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
第2 活動の内容	<p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>また、市・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>また、市・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>	
(略)		(略)	
5 災害情報の収集・連絡系統		5 災害情報の収集・連絡系統	
(3) 関係機関における実施事項の概要		(3) 関係機関における実施事項の概要	
イ 地震情報		イ 地震情報	
(イ) 震度速報		(イ) 震度速報	
震度3以上を観測した場合に発表する情報。 地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。		震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。	
(ウ) 地震情報(震源に関する情報) 震度3以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。		(ウ) 地震情報(震源に関する情報) 震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。地震の震源要素(発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。 ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。	
(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報) 震度3以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報(警報)を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。		(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報) 震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。 また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。	
(オ) 地震情報(その他の情報) 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。		(オ) 地震情報(その他の情報) 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。	
(カ) 地震情報(各地の震度に関する情報) 震度1以上を観測した場合に発表する情報。 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。		(カ) 地震情報(各地の震度に関する情報) 震度1以上を観測した場合に発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。 また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。	
(キ) 地震情報(推計震度分布図)		(キ) 地震情報(推計震度分布図)	
震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。		震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	
(ク) 長周期地震動に関する観測情報		(新設)	
震度3以上を観測した場合に発表する情報。 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。			

頁	新	旧	修正理由・備考
91	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> <p>① <u>地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</u></p> <p>② <u>「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表される可能性がある場合</u></p> <p><u>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p> <p>・ 「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</p> <p>・ 「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</p> <p>・ <u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</u></p> <p>・ <u>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)</u></p> <p>・ <u>「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> <p>・ 「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</p> <p>・ 「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
105	<p>第11節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難情報</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示及び報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難情報</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示及び報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示(緊急)に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
110	<p>5 避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者</p> <p>(イ) 住民</p> <p>(ウ) 自主防災組織</p> <p>(エ) 他の地方公共団体</p> <p>(オ) ボランティア</p> <p>(カ) 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者</p> <p>(略)</p>	<p>5 避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者</p> <p>(イ) 住民</p> <p>(ウ) 自主防災組織</p> <p>(エ) 他の地方公共団体</p> <p>(オ) ボランティア</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	
111	<p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</p>	<p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
136	<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>1 目的 「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、<u>後発地震に備えるため</u>にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることが義務付けられている。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>1 目的 「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることが義務付けられている。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>